

和光市文化振興基本方針

～人と歴史が響き合う
創造のまちに～

和光市

令和4年3月改正

和光市文化振興基本方針

目次

序論	1
I 基本方針の趣旨	
II 基本方針策定の背景	
III 和光市の特性・地域文化資源	
IV 対象	
第1章 文化振興基本方針の考え方	5
I 理念	
II 基本方針	
III 基本施策	
IV 現状と課題	
V 施策の体系	
第2章 役割	10
I 市民・地域の文化団体・企業の役割	
II 財団法人和光市文化振興公社の役割	
III 市の役割	
IV 文化施設等の役割	
第3章 基本施策	15
I 市民による自主的で創造的な文化活動を積極的に支援します	
II 文化の振興にあたり多様な交流の推進を図ります	
III 地域文化資源を守り育てます	
IV 新たな地域文化資源の創出・活用に努めます	
V 市民が日本と世界の優れた文化に触れる機会の提供に努めます	
VI 市民と企業、市等が協働して文化の振興に努めます	
本文中の※印の語句については最終頁（22ページ）の用語解説をご参照ください。	
参考資料編	24
I 和光市の主な地域文化資源	
II 市民文化団体意識調査結果	
III 基本方針ができるまで	
IV 和光市文化振興基本方針策定委員会	

序 論

- I 基本方針の趣旨
- II 基本方針策定の背景
- III 和光市の特性・地域文化資源
- IV 対象

I 基本方針の趣旨

文化は、感性を育み、人々の心を豊かにします。また、私たちの表現力を高めます。そして、心豊かな地域づくりを推進します。その活動によって、人々のコミュニケーションが盛んになり、私たちに活力を与えます。その可能性は計り知れません。

私たちは、この文化が有する活力を存分に享受することで、心の充実、生活の充実、社会の充実を実現することができます。

そのために、私たちは文化に親しめる環境を整備し、和光市特有の歴史や伝統を大切に保存・継承・活用するとともに、新しい文化を創造し、和光らしさを表現していく必要があります。

この文化振興基本方針は、市が市民や企業等と協働して行う様々な文化振興施策を総合的、効果的に推進していくための基本的な方向を明らかにするとともに、市民文化活動の共通のより所となる考え方を示すものです。

市は、社会情勢や市民ニーズの変化、施策の効果に関する評価等を踏まえ、必要に応じてこの方針の見直しを行います。

II 基本方針策定の背景

今日、価値観の多様化、少子・高齢化、国際化、高度情報化等の変化が急速に進む中、人間らしさを取り戻すことや、将来を担う子どもたちの育成、地域コミュニティの活性化などが問われています。そのような中で、人々の精神生活や社会を支える基盤として、文化の振興はますます重要となっています。

文化振興に関連する法令として、平成 13 年 12 月に公布・施行された『文化芸術振興基本法』※において、地方公共団体は「地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。平成 29 年 6 月の改正では『文化芸術基本法』と名称を改め、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り組みとともに、文化芸術により生み出され様々な価値を文化芸術の更なる継承、発展及び創造に活用することの重要性が明らかにされました。

平成 24 年 6 月に施行された『劇場、音楽堂等の活性化に関する法律』※において、劇場、音楽堂等を設置する者は「事業を自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努める」と示されました。また、地方公共団体は、「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努める」と示されました。

平成 30 年 6 月に施行された『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』※で

は、障害の有無に関わらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く支援することとしています。また、地方公共団体は、「障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する」と示されました。

和光市では、令和3年3月に『第五次和光市総合振興計画基本構想』が策定しました。その中で、文化振興については、目標像10「趣味などを通して充実した時間を過ごせる」施策10-2「創造的な文化の振興」として挙げられており、「文化活動を行う市民の自主性を尊重され、創造的な文化活動が活発になり、市民が協働に愛着を持てる」ようにすることが目標です。また、歴史的文化資源・地域文化資源※の保護や活用については、目標像12「シビックプライドを持っている」施策12-2「歴史的文化資源の保護・活用」として挙げられており、「市民の貴重な財産である文化財や郷土の歴史を後世につたえていくとともに、市民が郷土への愛着意識を持てる」ようにすることが目標です。しかし、現状として、本市の地域文化資源が市民に広く知られていません。また、市民や地域の文化団体、企業、行政などが協働した文化活動にも力を入れ、また、観光、まちづくり、国際交流、教育及び産業などの各関連分野における施策に取り組む必要があります。

以上のことから、和光市の地域の特性に応じた文化振興ビジョンを定めることが課題となっていたことから、この基本方針の策定に至りました。

和光市は、都心と地方を結ぶ交通アクセス上、利便性の高い地域に位置しており、みどり豊かな住環境は市の特色となっています。人口は年々増加し、ベッドタウン化の傾向がより強くなっています。周辺地域と比較しても住民の転出転入が激しいために、地域の個性や特色が見えにくくなっています。こうした状況の中、市民が自分の住んでいるまちを意識するためにも、様々な文化活動を盛んにして人々の結びつきを強めるとともに、和光市の魅力でもある水や緑、地域文化資源を大切にし、活用を図り、その価値を伝えていくことが求められています。

Ⅲ 和光市の特性・地域文化資源

1 和光市の特性

- (1) 武蔵野の台地の北東部に位置する和光市は、その面影を残した湧き水とみどり豊かなまちであるとともに、都心との交通の利便性が高く、人口も増加傾向にあり、若い世代が多いまちです。
- (2) 市内に点在する湧き水は、古くから文化や暮らしに影響を与えてきました。江戸時代の白子宿の繁栄とともに、洗い場跡や石組み水路など、今でもその名残が見られる湧き水豊かなまちです。
- (3) 若い世代が多いまちのため、地域コミュニティが育ちにくく、人と人とのコミュ

ニケーションの希薄化が見られる反面、若い力が新たな文化を生み出す可能性をもっているまちです。

(4) 理化学研究所や国の施設があり、外国人も多く、国際色豊かなまちです。

2 和光市の主な地域文化資源

- (1) 考古資料（出土遺物など）
- (2) 歴史資料（『永代地方目録えいだいじかたもくろくおぼえ』や『五輪塔』など）
- (3) 建造物（『旧富岡家住宅』や『長屋門』など）
- (4) 美術工芸品（『甲冑かつちゆう』など）
- (5) 民俗・民具・芸能・行事（『百庚申ひやくこうしん』、『ささら獅子舞ししまい』、及び『白子囃子ぼやし』など）
- (6) 史跡・天然記念物（『午王山遺跡ごぼうやまいせき』や長照寺の『大いちょうちようしょうじ』など）
- (7) 社寺
- (8) 地名・道・湧水・自然植物（『川越街道』や『不動の滝』など）
- (9) 和光市ゆかりの文化人（童謡詩人『清水 かつら』や児童文学作家『大石 真』）
- (10) 和光太鼓
- (11) 和光市民文化センター『サンアゼリア』などの文化施設

IV 対象

文化は、人の生活に関わるものすべてを意味し、人々の生活や人とのふれあいの中から生まれる有形・無形のものであり、それは、人の心と生活にゆとりと潤いを与え、まちに活力と美しさをもたらします。

そうしたことから文化とは、日常的な活動から非日常的な活動、つまり衣・食・住そのものから、芸術・学術、さらには生活文化※やスポーツ、宗教にいたるまで、非常に広範囲に及ぶことから、「人の生き方そのもの」といえます。

このように文化の概念は広範で、人によってとらえ方も様々なことから、基本方針の策定に当たっては、専門的な文化※、市民主体の文化活動、文化財※、地域文化資源、文化によるまちづくりを主な対象とします。

第1章

文化振興基本方針の考え方

I 理念

II 基本方針

III 基本施策

IV 現状と課題

V 施策の体系

I 理念

文化を通して、すべての人が生きがいを感じ、「住んでよかった、住みたい、訪ねたい 和光市」にします。

II 基本方針

和光市は、文化振興の理念を実現するために、次の基本方針を掲げます。

- 1 文化活動を行う市民の自主性を尊重し、文化の活性化を図ります。
- 2 地域文化資源の保存・継承・活用・創出を推進し、自然と文化の魅力あふれるまちを目指します。
- 3 市民の創造性や文化振興に対する意見が一層反映されるよう、環境の整備に努めます。

III 基本施策

和光市は、3つの基本方針に基づき、文化の創造・交流・発信のため、次の基本施策による活動を展開します。

- 1 市民による自主的で創造的な文化活動を積極的に支援します。
- 2 文化の振興に当たり多様な交流の推進を図ります。
- 3 地域文化資源を守り育てます。
- 4 新たな地域文化資源の創出・活用に努めます。
- 5 市民が日本と世界の優れた文化に触れる機会の提供に努めます。
- 6 市民と企業、市等が協働して文化の振興に努めます。

IV 現状と課題

- 1 『第五次和光市総合振興計画基本構想』（令和3年3月策定）における方向性
(1) 和光市の将来都市像として「みんなをつなぐ ワクワクふるさと 和光」が定められています。

- (2) 将来都市像を具体化した、視点③「心豊かに、満足の高い生活を送れる」ために、生涯学習・文化振興においては、目標像 10 「趣味などを通して充実した時間を過ごせる」を目標像に、歴史的文化資源においては、目標像 12 「シビックプライドを持っている」を目標像に、それぞれ施策が定められています。

2 文化行政の現状と課題

国が推進してきた構造改革によって、民間と行政の役割分担の見直しや地方分権の推進等が図られた一方、自治体は、依然として大変厳しい財政状況におかれています。その状況のもとで、どのように地域文化の振興を図っていくのかという大きな課題を背負っています。

構造改革がもたらした行政サービスの大きな変化に、公の施設の管理を民間に任せることができる指定管理者制度※の導入があります。それによって、和光市民文化センターも平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入しています。

また、行政によって担われてきた公共サービスに、市民団体や N P O 法人、企業が参加するケースが急速に増えつつあります。このような非営利活動やボランティア活動などの広がりに伴い、民間と行政の協働による新たな文化に関する取り組みが必要とされています。

(1) 「文化活動」の現状と課題

様々な市民団体が多様な文化活動を行っている現状を踏まえ、市内各公共施設等における取り組み状況を的確に把握し、練習、発表、創作などの場の拡充やその情報提供の充実を図っていく必要があります。

また、文化活動の更なる発展を課題とする上で、市は市民や企業等と協働し、文化に関わる人材の育成に努めなければなりません。

文化の創造において、交流と協働は不可欠です。個々の文化団体が独自展開している活動に加え、様々な交流とネットワークづくりの機会を提案することで、各団体の活動の質を向上させ向上や協働につなげていきます。

(2) 「地域文化資源」の現状と課題

和光市には古くからの伝統的な文化が残っています。また、多くの業績を残した文化人も輩出しています。これまで市では、埋蔵文化財の発掘調査、民俗文化財の保存、収集や展示会の開催、郷土芸能※等の普及事業の開催などを通じてこれらの地域文化資源の保全に努めてきました。しかし、急速な都市化によってまちの個性が見えにくくなる中で、こうした地域文化資源の保全に関する事業をまちづくりの一環として明確に位置付け、より積極的な活用を通して、市内外に紹介していくことが重要です。そのため、地域文化資源を保存・公開する場として、郷土資料館の整備や、国の史跡に指定された、『午玉山遺跡』などの史跡整備を推進します。

また、アート N P O※や芸術団体などを誘致し、新たな地域文化資源の創出することが課題となっています。

(3) 「環境の整備」の現状と課題

市は、市民文化センターを市民文化の主要施設として活用し、優れた文化を身近に親しむことができるよう努めています。今後も、より多くの市民に様々な優れた文化を提供すると同時に、市民の文化活動へとつながるように工夫することが課題となっています。

市民、企業等の文化に関する様々な活動が活発化していく中で、市の役割が改めて問われています。個別に活動している市民や企業、市などが、協働しあうことでより一層、地域の個性や特色が見える文化の形成につながり、それが和光市の魅力となっていくでしょう。このようなことから、市民や企業、市などが生み出す文化力※を「地域社会・経済の活性化」「教育・福祉・観光等への貢献」「地域アイデンティティ※の形成」に結びつけることも課題となっています。

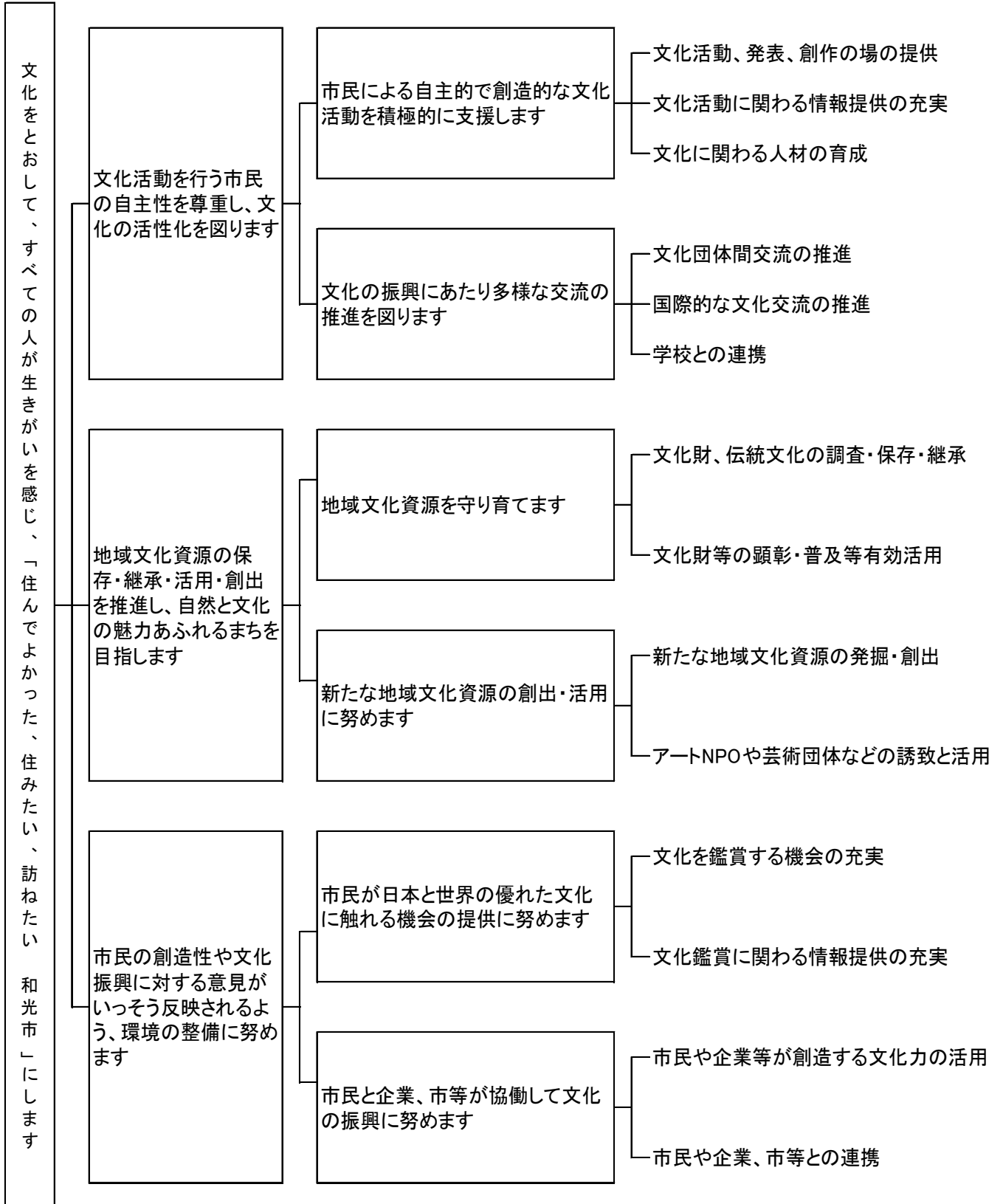
V 施策の体系

理念

基本方針

基本施策

施策



第2章

役割

- I 市民・地域の文化団体・企業の役割
- II 公益財団法人和光市文化振興公社の役割
- III 市の役割
- IV 文化施設等の役割

I 市民・地域の文化団体・企業の役割

1 市民の役割

文化振興の主役は市民であり、市民一人一人が文化の担い手です。市民は自主的で創造的な文化活動を盛んにするとともに、個々の持っている独創性を発揮して、地域のアイデンティティを形成し、市民文化の向上に努めることが望まれます。また、地域文化資源の保存・継承・発信等に努めることが期待されます。

2 地域の文化団体の役割

地域の文化団体は、市民が交流し、集い、協働する場であり、地域コミュニティを築く上でも重要です。それぞれの団体が、団体・地域・世代などの枠を越えた文化交流に努めるとともに、市や企業等と連携し、地域コミュニティの活性化や地域文化の向上に寄与することが望まれます。

3 企業の役割

和光市に立地して経営を行っている企業は、独自の企業文化を持つとともに、そこで働く人たちは在住・在勤の市民でもあり、和光市の文化の担い手でもあります。

地域文化には、地域経済の活性化やまちの賑わいづくりに貢献する力があることから、企業もまた市民や地域の文化団体などと積極的に連携して、市民に準じる文化的な役割を果たすことが望まれます。

II 公益財団法人和光市文化振興公社の役割

公益財団法人和光市文化振興公社は、「市が設置する公の施設の効果的な管理運営に協力し、地域コミュニティ及び市民文化の向上を図るための事業に努め、もって住民福祉の増進に寄与する」ことを目的に市が出資し、設立した公益法人です。これまでに、地域コミュニティ及び文化の振興事業、市が設置した公共施設の管理運営の受託、その他目的の達成に向けての各種事業を展開してきました。これらの中で培ってきた信頼関係をもとに、市と市民、地域の文化団体等を「つなぐ」役割が期待されます。

地方自治法の一部改正に伴い、市は平成18年4月から市民文化センターの管理運営に指定管理者制度を導入し、最初の指定管理者として指定したことから、なお一層和光市の文化振興のための中枢機能を果たしていくことが求められています。

文化事業については、市主催行事への積極的参加により、市民の文化活動状況や地域の文化団体、和光市の地域文化資源の紹介など文化情報の提供を図ること、また、地域の文化団体や市内の芸術団体などの文化活動を促進するために、助成金制度を充実させ支援することも重要な役割のひとつです。その他、市や教育委員会の行う文化

事業を協働することにより、和光市の文化振興を共に担うことが望まれます。

市民や地域の文化団体、企業等と地域の力を結集し、地域文化の振興に取り組むこと、また、文化振興公社が目指す市民との協働による文化芸術の振興を推進することにより、市の文化政策の担い手としての役割を果たすことが期待されます。

Ⅲ 市の役割

文化振興における市の役割は、市民が等しく文化を創造・享受でき、また、将来を担う子どもたちや、地域の若手アーティストを支援する環境を整備することです。また、市民や地域の文化団体などの表現活動や多様な交流、文化活動への主体的な参加を促すために必要な環境づくりを進めることでもあります。それらを達成させるためには、制度の充実、財政的措置、国や民間の文化活動支援情報の活用、人材の育成等を計画的に進めなければなりません。また、近年、地域の文化団体、NPO法人等による活発な文化活動が展開されている中、今後はそれらへの支援や情報提供を通して連携を図らなければなりません。

地域文化資源をすべての市民が共有できる財産として、保存・継承・顕彰・発信等、有効活用するための事業実施や財政的措置を講じる必要があります。

和光市の文化の殿堂として、平成5年に設置した市民文化センターは、①市民の文化享受機会の拡大、②市民の自主的で創造的な文化活動への支援、③地域の文化に関わる人材の育成、④地域文化資源の有効活用、⑤地域の文化の振興・交流活動の拠点的作用などを担うことから、市民の文化活動が最大限促進されるようその有効活用を図らなければなりません。

以上のように、市は、市民や企業等との協働による文化振興施策を通して、地域コミュニティや地域経済活動の活性化を図るとともに、地域課題解決のために文化力を積極的に活用し、「文化によるまちづくり」に貢献する役割を担っています。

また、指定管理者制度導入により、施設の管理運営方法が変わる中で、これからの和光市の文化振興に果たす公益財団法人和光市文化振興公社の役割や在り方について、期待や課題を踏まえて今後検討していく必要があります。

Ⅳ 文化施設等の役割

文化施設や公民館などを文化の発表の場、創造の場、交流の場としての拠点と位置づけ、積極的にその活用を図ることが求められています。学校開放や公共施設の多目的利用など従来の利用にとらわれず、市民の文化活動の場として有効に利用できる仕組みを、市民とともに検討していきます。また、社寺を含め民間施設の活用にも努めて

いきます。より多くの市民が気軽に利用できる施設などとして、それぞれの規模や特徴を考え、以下の6施設を地域文化活動の拠点として挙げます。

1 和光市民文化センター『サンアゼリア』

市民や地域の文化団体等が、自主的で創造的な文化活動を活発に行う場を提供するとともに、広域的な視点に立った事業展開が求められることから、国内外の優れた舞台芸術を紹介する鑑賞事業の充実や地域間文化交流など、幅広く活用されるためにそのサービスを充実します。また、市民の文化振興に寄与する本市の中核施設として、重点的に次の活動を進めていきます。

- (1) 市民の自主的で創造的な文化活動の場の提供
- (2) 市民や地域の文化団体との連携
- (3) 地域文化資源の保存・継承・発信
- (4) 市民ニーズに応じた国内外の優れた舞台芸術などの鑑賞事業の充実
- (5) 将来を担う子どもたちの情操を豊かにするための、ワークショップ※やアウトリーチ※など、教育プログラムの実施
- (6) 文化の発信基地として文化に関する多様な情報の収集や発信
- (7) 世代間・地域間・団体間交流事業など、様々な市民ニーズに対応して、地域アイデンティティの形成を支援

2 公民館

市民の学習や文化活動の発表・交流を推進するとともに、各サークルなどの自主的な活動を支援し、学習ニーズに応える学習機会や学習活動の情報提供を行います。関係機関や団体・市民相互の調整を図り、学習の成果を生かした地域づくりの拠点として市民主体の活動を支援するために、重点的に次の活動を進めていきます。

- (1) 市民の学習ニーズに対応した、学びがいのある講座・教室の開催
- (2) 各サークルなどの発表や研究会などへの市民の積極的な参加・交流機会の促進
- (3) 市民自ら企画・立案した学習プログラム事業の開催
- (4) 世代間交流事業など高齢者の社会参加の支援
- (5) 今日的な課題解決に向けた学習の支援
- (6) 講座などで学習した成果を生かしたサークルなどの設立支援、地域づくりの推進

3 コミュニティセンター

地域住民が相互に連帯感を醸成し、心豊かなコミュニティ形成を促進する多目的複合型施設としての役割を担っています。

白子コミュニティセンターについては、1階に展示コーナーが設けられており、和光市ゆかりの文化人である『清水かつら』や『大石 真』に関わる展示を行っています。地域の文化団体との協働による地域文化資源の顕彰・普及などを通して、和光らしさを表現していく施設として有効活用を図ります。

4 学校

余剰教室や休日・夜間の学校開放は文化活動、生涯学習の場としての有効活用が求められます。その実現に向け、地域と学校が連携し、市民主体で気軽に利用できる施設運営の在り方を検討しなければなりません。

5 市民広場

市役所敷地内には舞台を有する市民広場があります。新たな憩いの場、文化活動の場として可能な範囲で有効活用を図ります。

6 新倉ふるさと民家園

園内の和光市指定文化財※『旧富岡家住宅』は、昭和62年に東京外郭環状道路の建設に伴い解体された古民家を移築復元した建造物です。元は17世紀後半（江戸時代中期）に建築されたものと考えられており、埼玉県下では最古の部類に属する民家であるといわれています。

文化財であるという趣旨を尊重し、伝統文化や地域に伝わる季節行事等を体験学習できる場所として活用していきます。

第3章

基本施策

- I 市民による自主的で創造的な文化活動を積極的に支援します
- II 文化の振興に当たり多様な交流の推進を図ります
- III 地域文化資源を守り育てます
- IV 新たな地域文化資源の創出・活用に努めます
- V 市民が日本と世界の優れた文化に触れる機会の提供に努めます
- VI 市民と企業、市等が協働して文化の振興に努めます

I 市民による自主的で創造的な文化活動を積極的に支援します

1 文化活動、発表、創作の場の提供

(1) 文化活動、発表、創作の場の提供

市民や地域の文化団体等が文化活動の日頃の成果を発表できるよう、市民文化センターや公民館などの公共施設について、利用者の立場に立った受け入れ態勢（利用時間やスタッフのサービス、施設の整備）の充実を図ります。また、学校教育に支障のない限りで余裕教室の利用や、空き店舗、空きスペースなどを有効利用し、練習、創作、展示等の場の確保に努めます。

(2) 協働による文化事業の実施

市主催の文化事業や和光市民文化センター指定管理者の主催・共催事業等において、市民や地域の文化団体等が舞台に立つ機会を提供します。また、市民や地域の文化団体等と協働して、企画から当日の運営までを創り上げる事業を実施します。

(3) 市民や地域の文化団体等が使いやすい文化施設の環境整備

文化施設は、社会的環境の変化などによって、従来の利用時間・利用料金・施設予約等を見直すことも必要です。市民や地域の文化団体等がより利用しやすくなるよう環境の整備に努めます。

2 文化活動に関わる情報提供の充実

(1) 文化活動の施設情報の提供

市民文化センターや公民館などの公共施設及び民間施設も含めて、発表、創作、練習、展示の場に関する情報を発信します。

(2) 助成情報の提供

市民や地域の文化団体等が文化活動を行う上で、自助努力だけでは不足する活動費を支援するために、市をはじめ、国、県、民間の助成情報を提供します。

(3) 催物情報の発信

市内で開催される催物を情報収集し発信していきます。また、他市や埼玉県、国が主催する各種イベントについても、可能な範囲で情報収集し発信していきます。

(4) 情報の共有

市民と地域の文化団体、市等との協働による文化振興を推進するために、情報の共有を積極的に図ります。

3 文化に関わる人材の育成

(1) 郷土芸能に関わる人材の育成

和光市に伝わる貴重な郷土芸能を、次代に継承するための後継者育成を支援します。

(2) 地域文化プロデューサー・地域文化リーダー等人材の育成

アートマネジメント※講座、舞台技術の専門家によるワークショップ等を開催し、

地域文化プロデューサー※・地域文化リーダー※の創出に努め、地域における文化活動等を協働で実施するための人材育成を支援します。

(3) アートNPOの創出

市民や地域の文化団体等との協働による文化振興に、今後ますます欠かせない存在になるのはアートNPOです。アートNPOを創出するための人材育成を支援します。

(4) 地域のアーティストの創出、育成

和光市とその周辺には音楽等で活躍しているアーティストがプロやアマチュアを問わず数多く在住しています。それら地域のアーティストに発表の機会を提供するなど、地域から優れたアーティストを創出・育成するための環境整備に努めます。

(5) 文化施設・文化団体等の管理運営者育成

文化施設・文化団体等の管理運営者に対し、資質向上のための文化庁を中心とした国の機関や埼玉県などの研修プログラム等を紹介します。

II 文化の振興に当たり多様な交流の推進を図ります

1 文化団体間交流の推進

(1) 市民文化団体間交流

市主催の行事などにおいて、市内の文化団体に出演の機会を提供することで、共演者間の情報の共有化が図られ、市民文化団体間交流が活発になるよう努めます。また、市や和光市民文化センター指定管理者等が行う文化事業に複数の市民文化団体が共演できるよう充実させます。

(2) 地域間の文化団体交流

市内だけでなく市外の文化団体との交流は新たな発見を生み出し、創作活動を活発化させます。市や和光市民文化センター指定管理者等が行う文化事業に市外からの文化団体を招聘し、これらの団体と市内の文化団体の共演を図ることで、地域間の文化団体交流を支援します。

2 国際的な文化交流の推進

(1) 理化学研究所や国の施設を活用した国際文化交流

市内には世界各国の研究者が集まる理化学研究所や国立保健医療科学院などの国の施設があります。各国の文化を相互に紹介・発表する文化事業等を開催し、国際文化交流を推進します。

(2) 市民文化センターで開催される文化事業の活用

市や和光市民文化センター指定管理者等が行う文化事業は多種多様です。海外からの音楽家や芸術家を招いた文化事業もあり、市民との共演や交流会の開催など、国際文化交流を推進します。

(3) 将来の国際文化交流を担う子どもたちの育成

これからの国際文化交流を担う子どもたちが、市の郷土芸能や日本の文化を学び、和光市周辺に居住する外国人に発信できるよう育成し、相互の国際文化交流を推進するとともに、姉妹都市との文化交流などを通して多文化共生※を推進します。

3 学校との連携

(1) 市内小学校・中学校・高等学校との連携

これからの地域文化の担い手である子どもたちや若い世代の個性を表現する能力を育てるために、教育委員会や学校と連携し、ワークショップやアウトリーチなど教育プログラムの充実を図ります。

(2) 体験学習を通じた交流

教育委員会や学校と連携し、子どもたちや若い世代を対象とした参加型の文化公演の開催や、公民館やコミュニティ施設等を拠点に郷土芸能や生活文化を体験できる機会を充実させ、世代間の交流を図ります。

(3) 学校と地域の連携

学校と地域が連携し、地域の文化団体や音楽家等と子どもたちの文化交流を推進し、地域の文化が育まれる環境の充実を図るため積極的に支援します。

Ⅲ 地域文化資源を守り育てます

和光市には、現在、国指定1件、県指定1件、市指定14件の計16件の指定文化財をはじめとした文化財、また、地域で守り伝えられてきた伝統文化や優れた業績を残した文化人の足跡があります。これらは和光市の歴史・文化を語る貴重な財産であり、後世に伝えていくことは現代に生きる私たちの責務です。

このような地域文化資源を、市民及び団体等と協力して収集、映像アーカイブズ※化等による積極的な記録、展示会やパンフレット等で紹介するなど、保存・継承・顕彰・普及等を推進します。また、積極的に地域文化資源を活用して、広く市民に向けた啓発活動を行います。

1 文化財、伝統文化の調査・保存・継承

(1) 文化財の調査・保存

① 埋蔵文化財保護の充実

本市では、埋蔵文化財の発掘調査、記録、保存に努めています。多くの市民にその重要性を知ってもらうために、遺跡調査の見学会等を実施していきます。

② 文化財保護思想の啓発と愛護活動の推進

文化財を市民、市外に対して積極的に広報し、保全や活用に対する意識の醸成を図ります。また、市民全体でこれを継承していく体制をつくるため、ボランテ

ィアや地域組織を育成、支援します。更に文化財保護思想の啓発を行い、文化財愛護活動につなげます。

③ 指定文化財の保存、活用、整備及び充実

国指定史跡の午王山遺跡の史跡整備をはじめ、文化財の保存と活用に努めます。

また、指定文化財になりうるものについての確認作業を行うほか、現指定文化財の周知活動を充実させるとともに、後継者の育成を支援します。

(2) 伝統文化の調査・保存

先祖より代々伝えられてきた村のしきたりや神事など、四季折々の年中行事を調査・保存します。

(3) 郷土芸能の保存・継承

指定文化財である『ささら獅子舞』『白子囃子』の保存を図り、継承者の育成に努めます。

2 文化財等の顕彰・普及等有効活用

(1) 和光市ゆかりの文化人

和光市は日本を代表する童謡詩人『清水かつら』や児童文学作家『大石 真』を輩出しています。こうした優れた業績を残した文化人の顕彰・普及事業を充実することにより、新旧住民が共有できる財産として後世に語り継ぐとともに、市内外に発信していきます。

(2) 郷土芸能

『ささら獅子舞』、『白子囃子』を地元の祭や市主催の行事で紹介し、まちの個性づくりに活用するとともに、教育委員会や学校と連携し、将来を担う子どもたちが実体験できる場を提供します。

(3) 学校教育や生涯学習への活用

地域の歴史や文化を知る教材として広く公開するとともに、新倉ふるさと民家園で季節行事体験を行うなど、文化財の持つ価値を活用します。

(4) 郷土資料館の整備

埋蔵文化財の収蔵、展示をはじめ、各種の歴史的・文化的資料の収集、展示、郷土芸能の記録などのための郷土資料館の整備を推進します。

(5) 史跡の整備

『午王山遺跡』など市内の貴重な史跡を公開・活用するため、史跡整備を推進します。

IV 新たな地域文化資源の創出・活用に努めます

1 地域文化資源の発掘・創出

市民文化団体意識調査結果等からもわかるように、市民が地域文化資源と認識しているものはを超えます。それらを積極的に活用し、個性的な文化を創造するほかに、今までは文化と結びつくことのなかった地域の魅力を再発見し、それを文化振興の素材として積極的に活用します。

2 アートNPOや芸術団体などの誘致と活用

アートNPOの創出や活動の支援のほかに、アートNPOや芸術団体などを和光市へ呼び込み、新たな地域文化資源を創出することも、この地域の文化振興にとって刺激となると考えられます。そのためには、アートNPOや芸術団体などを誘致できる環境づくりの1歩として、公共施設の開放やその活動に対する財政的な支援に努めます。また、それらの団体が持つノウハウやアーティストとのネットワークの活用に努めます。

V 市民が日本と世界の優れた文化に触れる機会の提供に努めます

1 文化を鑑賞する機会の充実

(1) 優れた文化鑑賞機会の充実

市民文化センターや公民館などの公共施設などで、国内外の多彩で魅力ある文化事業を開催し、優れた文化に触れる機会の充実を図ります。

(2) 普及啓発型文化事業の充実

市民が、より一層郷土への愛着を深めていけるよう、和光市で多くの業績を残した文化人を顕彰・普及する事業を開催します。また、ワークショップや各種文化講座を開催し、文化への理解を深めるとともに、学習機会の充実を図ります。

(3) 参加創造型文化事業の充実

市民や地域の文化団体の自主的で創造的な文化事業に参加する機会と、それを鑑賞する機会の充実を図ります。また、プロの実演家と市民等との共演による文化事業を開催することにより、市民の文化への関心と理解の向上に努めます。

(4) 将来を担う子どもたちを対象とした文化事業の充実

将来を担う子どもたちが豊かな人間性と多様な個性を育くむために、子どもたちの心に忘れがたい深い感動を与える本物の文化を鑑賞する機会の充実に努めます。

(5) 市主催行事における文化事業の充実

市主催の行事における芸能発表会や市民コンサート、展示会などは、様々な市民文化活動の発表の場と鑑賞の場として親しまれています。今後も市民文化活動の中心的役割を担うよう文化事業の充実に努めます。

(6) 新たな文化鑑賞機会の提供

市民文化センターなどでの鑑賞事業により多くの市民が参加するために、動画の録画配信やライブ配信など、新たな鑑賞形態の活用の推進に努めます。

2 文化鑑賞に関わる情報提供の充実

(1) 文化鑑賞事業の情報発信

市民文化センターや公民館などの公共施設及び民間施設も含めて、文化鑑賞事業の情報を収集し発信します。

(2) 近隣文化施設との相互情報発信

近隣文化施設との協力体制を構築し、相互の文化鑑賞事業の情報を発信します。

(3) 情報提供・共有媒体

広報紙はもちろんのこと、ホームページの充実、インターネットや携帯電話などの普及による瞬時の情報配信など、情報を必要としている人に的確に提供できるよう工夫します。

VI 市民と企業、市等が協働して文化の振興に努めます

1 市民や企業等が創造する文化力の活用

(1) 地域社会・経済の活性化

市民や企業、市等の協働による文化事業は地域社会を活性化し、魅力あるまちづくりに貢献する力があります。また、地域の商店街や農業、企業とタイアップした文化事業の開催により、地域経済の振興に努めます。

(2) 社会的課題への活用

社会的課題である子どものいじめ等をなくす環境づくりへの貢献や高齢者の生きがいの創出、市外の人をひきつける地域文化資源の発信等、教育・福祉・観光などの分野に文化力を発揮できるよう工夫し、活用に努めます。

(3) 地域アイデンティティの形成

文化を通して様々なコミュニティが生まれることにより、地域アイデンティティが形成され、地域に根ざした和光市の「顔」としての特有の文化を創造します。

2 市民や企業、市等との連携

(1) 市民や地域の文化団体、企業、市等の連携

経済的な豊かさや、ライフスタイルの変化により、人々は精神的なゆとりや潤い、安らぎを求めるようになり、市民の文化への関心は今後更に高まっていくと考えられます。そういった社会情勢の中、市民や地域の文化団体、企業、市等がそれぞれの役割を果たし、連携していくことにより、市民や企業等の声が市の施策に反映され、協働による文化の振興が実現できます。

(2) その他の機関との連携

和光市には理化学研究所や国の施設等が多いことから、和光市の特性に合わせた多様な文化振興を推進していくことが求められます。また、福祉施設や病院等との連携を図り、それらのニーズを把握した、誰もが文化に触れることができる機会を充実させます。

用語解説

初出頁	用 語	解 説
2	文化芸術振興基本法 *「文化芸術振興基本法」の法律名が平成29年6月に「文化芸術基本法」に改められた。	第4条（地方公共団体の責務）「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」
2	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律	第4条（劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割）「劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業をそれぞれの実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。」 第7条（地方公共団体の役割）「地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。」
2	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	第5条（地方公共団体の責務）「地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の水準に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」
3	地域文化資源	本方針では有形・無形文化財や多くの業績を残した文化人など、和光市の文化的資源を指しています。
4	生活文化	お茶、生け花、短歌、俳句、囲碁、将棋など、生活に密着した文化を指しています。
4	専門的な文化	音楽、演劇、伝統芸能、美術、華道などの中で専門的な文化を指しています。
4	文化財	本方針では考古資料、歴史資料、建造物、美術工芸品、芸能などの有形・無形文化財をはじめとした、広義の文化財（未指定を含む）を指しています。
7	指定管理者制度	平成15年の地方自治法の一部改正で導入されました。サービスの向上と経費の縮減を目的に、これまで公的団体へ管理委託してきた公共施設を、株式会社などの民間法人を指定管理者として委託するか、直営にするかを選択することになりました。

7	郷土芸能	本方針では『ささら獅子舞』『白子囃子』を指しています。
7	アートNPO	文化芸術分野の非営利活動法人を指しています。
8	文化力	文化は、人々に元気を与え、地域社会を活性化し、魅力あるまちづくりを推進するとともに、教育、福祉、地域経済などにも大きな影響を及ぼす力をもっています。その総称を文化力といいます。
8	地域アイデンティティ	地域の文化的個性・特性を指しています。
1 3	ワークショップ	作業場などを意味する言葉ですが、近年は、専門的な文化などを市民や子どもたちが入門体験することを指しています。
1 3	アウトリーチ	伸ばすことを意味する言葉ですが、近年では、文化施設で行われてきた催しを、学校、福祉施設などに出向いて行うことを指しています。例：出前コンサート、出前寄席。
1 4	指定文化財	和光市には令和4年3月31日現在で16の指定文化財（国指定1件、県指定1件、市指定14件）があります。 市指定文化財は以下のとおり。 『弥生式つぼ』『鰐口』『甲冑（ <small>よろいかぶと</small> 鎧 兜）』『永代地方目録覚』『宗門人別帳』『大いちょう』『ささら獅子舞』『太鼓』『五輪塔』『百庚申』『白子囃子』『旧富岡家住宅』『午王山遺跡第1次調査出土 <small>いたび</small> 板碑群』『漆台遺跡第1号住居跡出土須恵器円面硯及び伴出遺物』
1 6	アートマネジメント	専門的な文化を多くの人々が楽しめるように、アーティストにより環境を提供し、鑑賞者を広げ、文化と社会を結ぶ仕組みづくりを指しています。
1 6	地域文化プロデューサー	地域で文化的な事業などを企画・実施し、地域の文化を盛んにし、まちづくりの推進力となる人材。
1 7	地域文化リーダー	地域の様々な文化活動の指導者、世話役。
1 8	多文化共生	都市化と国際化が進むにつれて、地域にも市外からの移住者や外国人も増えていきます。異なる文化や風習を持った人々が、互いに理解しあって暮らす時代の考え方です。
1 8	アーカイブズ	公文書記録保管所を意味する言葉ですが、海外や最近の日本では、古文書や過去の映像、写真などを保存する文化遺産のライブラリーを指しています。

参考資料編

- I 和光市の主な地域文化資源
- II 市民文化団体意識調査結果
- III 基本方針ができるまで
- IV 和光市文化振興基本方針策定委員会

I 和光市の主な地域文化資源

■考古資料・遺跡

土器（縄文式、弥生式、土師器、須恵器）や石器などが、市内に点在する遺跡から多数発掘されています。

新倉の満願寺そばにある小高い丘は午王山と呼ばれています。ここで発見された午王山遺跡は、数度の発掘調査で市内では最初に稲作を始めた人々が住んでいた集落のあったことが明らかになりました。同遺跡では、弥生時代中期から古墳時代・平安時代にかけての遺構が重なって出土しています。



どき
土器



せきぞく
石鏃



ごぼうやまいせき
午王山遺跡



まるやまだいせき
丸山台遺跡

■歴史資料・史跡

板碑や古銭、鰐口、五輪塔のほか、古文書が数多く残っています。

永代地方目録覚は、徳川家康が伊賀衆に給地として与えたいきさつと領地の所在が書かれています。

宗門人別帳は、江戸幕府がキリスト教を禁止して、すべての人が寺院に属するように定めて登録させた「登録簿」を指します。家族全員、奉公人にいたるまで、旦那寺の名・名前・年齢・続柄などが記載されてい



いたび
板碑(市指定文化財)



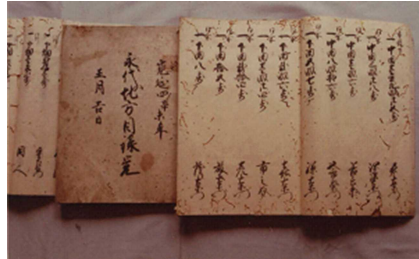
こせん
古銭

たので、戸籍の役割も果たしました。市内には上新倉村と下新倉村のものが数冊残されています。

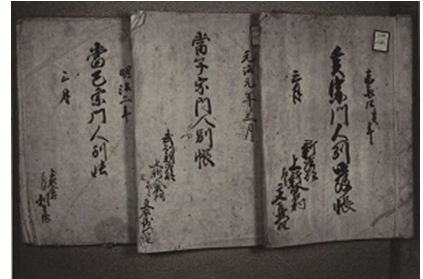
かつての朮庵は、江戸時代後期に上新倉村の旧家鈴木家が建てたと伝えられています。当時の庵主は、江戸の文人と交流するほどの人で、狂歌師鹿都部真顔や狂歌師で戯作者でもある大田南畝(蜀山人)などが訪れたといえます。



わにぐち
鱈口(市指定文化財)



えいたいじかたもくろくおぼえ
永代地方目録 覚
(市指定文化財)



しゅうもんになべつちよう
宗門人別帳
(市指定文化財)



ごりんとう
五輪塔(市指定文化財)



うけらあん
現在の朮庵

■建造物

市指定文化財である旧富岡家住宅は 300 年前に建てられた民家で、外環道建設地にあたったため、現在地に移築されました。これまでの調査などから江戸時代中期の 17 世紀後半に建築されたものと推定されます。江戸中期の特徴を多く持ち、近隣でも歴史的に古い方に属しています。平成 18 年 6 月に新倉ふるさと民家園として開園以来、伝統文化や地域に伝わる季節行事等を体験学習することのできる場として多くの市民に親しまれています。



きゅうとみおかけじゅうたく
旧富岡家住宅(市指定文化財)



ながやもん
長屋門

和光市に現存している長屋門は2棟あり、その一つが代々下新倉村の名主をつとめた柳下家のものです。身分の制限が厳しかった江戸時代に、武士以外に門を構えることができたのは名主など限られた階層だけでした。

左側の門柱には、一揆のときの刀傷が残っています。

■美術工芸品

市指定文化財である甲冑は、下新倉の名主をつとめた柳下家に伝わるもので、室町時代末期の頃のもものと推定されています。

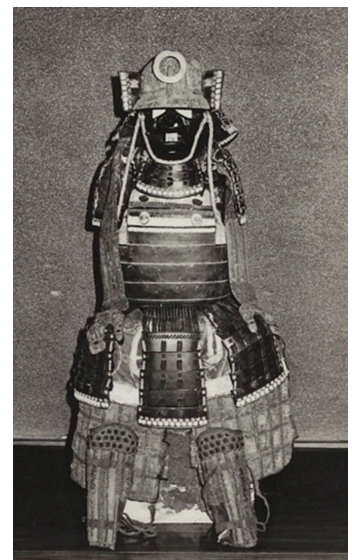
市内には他にも江戸時代の屏風や絵巻、水墨画や印籠などが残っています。



いんろう
印籠



へんかく
扁額



かっちゅう
甲冑 (市指定文化財)

■民俗・民具・芸能・行事

吹上観音の裏手の小高いところにある百庚申は、庚申塔（庚申信仰を記念して講員が建てた碑塔）が百数十基並んでいるもので、親庚申塔と134基の子庚申塔からなっていて、全国的にも珍しいものです。

さら獅子舞は、和光市でただひとつの獅子舞で、毎年下新倉氷川八幡神社に奉納されます。室町時代の元龜3年(1572)に始まったと伝えられ



ひやくこうしん
百庚申 (市指定文化財)

ています。

大獅子、中獅子と雌獅子の3つの獅子頭を使い、太鼓をたたき、水引幕をひるがえして舞います。

厄除け・豊年祝い・安全祈願など、下新倉の当時の村の生活の中から生まれ、強い信仰によって支えられてきました。昭和11年(1936)から太平洋戦争をはさんで39年(1964)まで休止されましたが、地元青年会に受け継がれて復活し、古式通りに奉納されています。

白子囃子は、江戸時代末期に白子宿の柴崎音次郎という人によって始められ、現在は7月26日の諏訪神社祭と、10月第1日曜日の熊野神社祭に奉納されています。14代将軍家茂のときには、江戸城に招かれて賞賛を受けるほど発展しましたが、幕末の混乱で影をひそめ、昭和の初めに関係者の尽力が実って復活しました。

その後、太平洋戦争で再び中断しましたが、昭和54年(1979)、市の教育委員会により「白子囃子後継者育成講座」が開かれて復活し、現在に至っています。



ささら獅子舞ししまい(郷土芸能) (市指定文化財)



白子囃子しらこぼやし(郷土芸能) (市指定文化財)

■天然記念物・自生植物

新倉の長照寺の境内にある大いちょうは、市の天然記念物に指定されています。推定樹齢が約700年といわれ、近郷随一の老樹です。幹まわりは7.5m以上あり、高さは約29mもある雌株の大木です。



ヒロハアマナ

ヒロハアマナは、低湿の原野に生える花で、植物学者牧野富太郎氏により、谷中川に面した台地の際に自生しているのが世に知られるようになった。河川改修のため自生地はなくなりましたが、ヒロハアマナは新倉ふるさと民家園の庭へ移植され、来園者に親しまれています。

(市指定文化財)

おおいちょうちようしようじ(長照寺)



■社寺

和光市内、特に北側の地域には、10 を越える神社や寺があります。



にいくらひかわはちまんじんじゃ
新倉氷川八幡神社

新倉氷川八幡神社は、旧上新倉村の氏神様で、社伝によると、弘安年間(1278～88)の創設といわれています。だるま市や例大祭では、大変な賑わいをみせています。

台月山壹鑑禅寺(曹洞宗)は、江戸時代の寛永年間(1624～43)に開かれた寺で、開基は、領主の旗本酒井耆岐守忠重です。忠重の墓は境内の墓地にある五輪塔で、市の有形文化財に指定されています。



だいげつざんいつかんぜんじ
台月山壹鑑禅寺(曹洞宗)

■地名・道・湧水

和光市を横断している川越街道は、川越と江戸を結ぶ道として、3代将軍家光の川越仙波東照宮参詣に際して寛永10年(1633)に完成しました。川越街道は、時代によって経路にも変遷があり、和光市域だけをとり上げて3つのルートがあります。

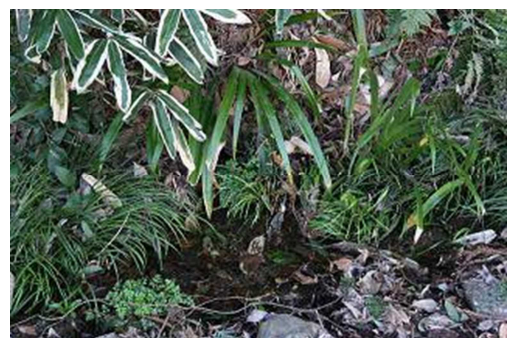
1つめは国道254号線(バイパス)、2つめは一般県道新座・和光線のことと国道の「川越街道」に対して「旧道」とよばれることもあります。そし

て3つめの道が白子宿を通る江戸時代の川越街道です。東京方面から来ると、成増の新田坂から白子川を越え、滝坂の手前で直角に曲がって大坂を登り、昼間も暗い浅久保のくらやみ坂を下る険しい道でした。

和光市では台地の末端部から各所に湧き水が湧き出し、白子地区や漆台地区では古くから湧水が生活に利用されてきました。特に白子では良質の水が各所に豊富に湧きだし、江戸時代から水の豊富な白子宿として栄え、昭和の初めまでその面影を残していました。明治時代には湧水を利用した養漁場が熊野神社の境内に作られたこともあります。また湧水は白子川の水とともに水車に利用され、精米、製粉を行ったり、製紙工場の工場用水として



きゅうかわごえかいどう
旧川越街道



白子地区の湧水



うるしだい
漆台の湧水

利用されたりしてきました。現在も湧水を生活の中で利用している家庭がある一方、場所によっては水源が干れたり、水の汚染によって飲み水として利用できなくなったりしていますが、市内各所で湧き水文化が今も息づいています。

■和光市ゆかりの文化人

〈童謡詩人 清水 かつら〉

日本を代表する童謡詩人である清水かつら(本名・桂)は、明治31年(1898)7月1日に東京本所小名木川(現在の深川)で生まれました。大正12年(1923)の関東大震災で家屋・家財を失ったかつらは、母の実家のある新倉村(現在の和光市)に身を寄せ、その後、白子村(現在の和光市白子)に移り住むことになりました。

昭和26年(1951)7月4日、病気でこの世を去るまで、この地で武蔵野の自然と子どもの純真さを愛して作詩した数々の童謡は、多くの人々に親しまれています。

代表作に「叱られて」「靴が鳴る」「雀の学校」「みどりのそよ風」などがあります。



しみず
清水かつら

〈児童文学作家 大石 真〉

日本を代表する児童文学作家である大石真は、大正14年(1925)12月8日、白子村(現在の和光市白子)で生まれ、昭和34年(1959)に移転するまで居住していました。

早稲田大学在学中に早大童話会に入会、作家への道を歩みだし、卒業後は出版社に入社し、昭和42年(1967)に退社するまで編集者、また編集長として活躍しながら数々の児童文学作品を生み出しました。



おおishi まこと
大石 真

退社後は作家生活に専念し、平成2年(1990)9月4日に病気でなくなるまで200冊あまりにも及ぶ作品を執筆し、日本の児童文学界に多くの功績を残しました。

代表作に「チョコレート戦争」「さとの自転車」「教室205」などがあります。

■和太鼓会 和光太鼓

和太鼓会 和光太鼓は、昭和 50 年に和光市内及び近郊の盆踊りや祭りイベントなどで和太鼓を使った創作音楽の演奏活動を中心に行う会として和光太鼓連盟という名称で発足しました。その後、現会名への改名と同時に活動範囲を広げ、東京国立劇場を始め、イタ



和太鼓会 和光太鼓

リア ローマ、イギリス ロンドンでの演奏公演など素晴らしい経験を積まれてきました。近年では更に活動の範囲も広がり、国内では浅草三社祭、箱根湖水祭など埼玉県のみならず各地様々な恒例イベントに参加されており、また、海外ではアメリカサンフランシスコ、レバノン共和国ベイルート、中国北京での公演など、大きな舞台で活躍されています。その他にも、近郊の学校や他の団体への太鼓指導、文化庁関連の和太鼓教室等に、和太鼓の良さを伝えるため、指導もされています。

今後も「和太鼓に対する“心”を持ち太鼓道を誇り、地元の名声につながるよう努めていくと共に、和太鼓という伝統文化を伝承し、地域社会に貢献してまいります。」という意気込みに対し、市民からは“市の文化資源”として、会の更なる活躍に大きな期待が寄せられています。

■和光市民歌

光をだいて生きるまち

Musical score for the song "光をだいて生きるまち". It consists of five staves of music with lyrics written below each staff. The lyrics are: あ お さ み な ぎ る そ ら と み ず と ー み ど り の だ い ー ち い き が い あ ふ れ ひ と り ひ と り に う た が わ く あ か る く よ び あ り あ い が わ く ふ れ あ い わ こ ー う さ わ や か ー に ひ か り を だ い ー て い き る ま ー ち

宮沢章二作詩／押尾 司作曲・編曲
和光市民歌
光をだいて生きるまち
ポニージャックス
新室内オーケストラ

(一) あおさみなぎる 空と 水と
みどりの大地 生きがいあふれ
ひとりひとりに うたが湧く
明るく 呼び合う 愛が湧く
ふれあい和光 さわやかに
光をだいて 生きるまち

(二) いのち燃えたつ 天のいちよう
豊かに咲くよ 地上の さつき
白子 新倉 ふるさとの
むかしが 心に 灯をともし
ふれあい和光 さわやかに
光をだいて 生きるまち

(三) きょうが楽しい 朝のちまた
未来の地図を この手でえがき
ここにつくろう しあわせの
尽きない 消えない わが泉
ふれあい和光 さわやかに
光をだいて 生きるまち

■和光市民文化センター『サンアゼリア』

和光市民文化センターは、平成5年4月にオープンしました。

大小2つのホールがあり、大ホールは1286席を有する中規模ホールとなっています。あらゆる舞台芸術に対応可能な多目的ホールで、特に音響設備に優れていて、素晴らしいステージを楽しむことができます。童謡や歌謡曲、オーケストラコンサート、バレエ、オペラ、歌舞伎など多くの催し物が開催されています。



サンアゼリア



大ホール（客席側）

《施設概要》

大ホール、小ホール、企画展示室、展示ホール、リハーサル室、練習室(和・洋)、会議室 A・B、ホール附属室(楽屋)

1 利用状況(延人数)

	大ホール	小ホール
平成18年度	92,239人	19,605人
平成17年度	100,414人	19,563人

2 自主文化事業

	実績
平成18年度	50事業（うち共催事業18事業）
平成17年度	53事業（うち共催事業18事業）

3 サンアゼリア友の会

	個人会員	団体会員	合計
平成18年度	1,351人	102人	1,453人
平成17年度	1,276人	126人	1,402人

■公民館

○ 中央公民館

《施設概要》

会議室1・2・3、講義室1・2、美術工作室、
視聴覚室、音楽室、和室、調理実習室、
体育室、子ども室、団体交流室、図書室



○ 坂下公民館

《施設概要》

本館：会議室1、和室、調理実習室、図書室、
講堂兼体育室

別館：会議室2・3、視聴覚室



○ 南公民館

《施設概要》

会議室、和室1・2、調理実習室、視聴覚室、
美術工作室、体育室兼講堂、図書室、
レクリエーション広場



1 利用状況

《平成18年度》

	公共・公共的団体	社会教育団体	公民館事業	一般	合計
中央公民館	301件	5,304件	277件	139件	6,021件
	8,532人	74,543人	4,777人	2,813人	90,665人
坂下公民館	209件	1,728件	183件	69件	2,189件
	3,549人	17,974人	5,560人	968人	28,051人
南公民館	131件	2,780件	379件	53件	3,343件
	3,912人	35,260人	7,408人	493人	47,073人
合計	641件	9,812件	839件	261件	11,553件
	15,993人	127,777人	17,745人	4,274人	165,789人

《平成 17 年度》

	公共・公共的団体	社会教育団体	公民館事業	一 般	合 計
中央公民館	264 件	5,140 件	174 件	190 件	5,768 件
	6,897 人	72,030 人	3,113 人	3,390 人	85,430 人
坂下公民館	241 件	2,859 件	287 件	65 件	3,452 件
	4,171 人	32,915 人	5,128 人	699 人	42,913 人
南 公 民 館	169 件	1,563 件	223 件	47 件	2,002 件
	2,820 人	16,978 人	8,620 人	397 人	28,815 人
合 計	674 件	9,562 件	684 件	302 件	11,222 件
	13,888 人	121,923 人	16,861 人	4,486 人	157,158 人

公共・公共的団体 市役所関係、教育委員会関係、社会福祉協議会、自治会、青色申告会等

社会教育関係団体 文化団体、PTA 連合会、体育協会、ボーイスカウト、自主クラブ

公民館事業 公民館主催の講座・学級・教室・会議等

一 般 有料団体

2 公民館サークル活動

《平成 18 年度》

公 民 館	サークル数
中央公民館	166
坂下公民館	53
南 公 民 館	89
合 計	308

《平成 17 年度》

公 民 館	サークル数
中央公民館	176
坂下公民館	56
南 公 民 館	89
合 計	321

■和光樹林公園

和光市駅から、南へ 1.5km に位置する和光樹林公園は、昭和 20 年米軍に接收された「キャンプ朝霞」の跡地の一部に、快適な住環境の確保と、美しい都市景観の創出を図る公園として計画されました。

平成元年 3 月、多目的利用が可能な広場を整備し、スポーツ・レクリエーションの場として、また広域避難地として整備、開設されました。園内中央に森林があり、その周りを 1 キロほどのジョギングコースが 2 つ周回しています。

平成 19 年 5 月には、園内東側に和光市総合体育館がオープンしました。地域のすべてのひとが安心して楽しめる、快適で充実した総合スポーツ施設として市民に親しまれています。



II 市民文化団体意識調査結果

市民文化団体のみなさんにお尋ねします！

～(仮)和光市文化振興基本方針の策定に向けて～ 集計結果

- 1 実施対象 市内公民館の登録団体(文化活動団体)、(財)和光市文化振興公社の共催団体
- 2 実施期間 平成19年9月25日～10月11日の17日間
- 3 回収数 52 ※実際回収数は53であるが、スポーツ活動団体のため、数に含めない

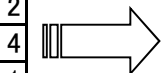
○貴団体についてお聞きします

問1-1 貴団体はどのような分野で活動していますか。(○印は一つ)

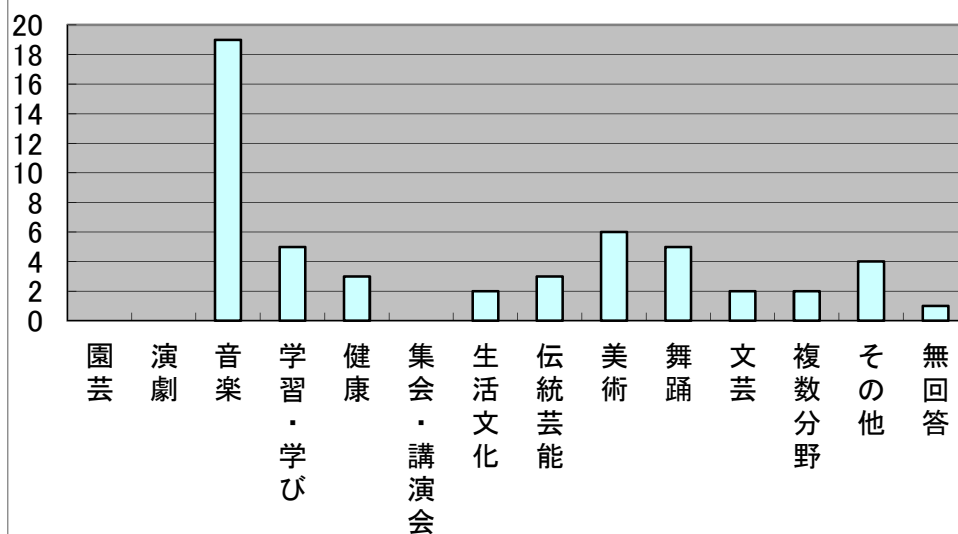
分野		
1	園芸	0
2	演劇	0
3	音楽	19
4	学習・学び	5
5	健康	3
6	集会・講演会	0
7	生活文化	2
8	伝統芸能	3
9	美術	6
10	舞踊	5
11	文芸	2
12	複数分野	2
13	その他	4
14	無回答	1
合計		52

具体的に

・陶芸
・療育
・映画上映

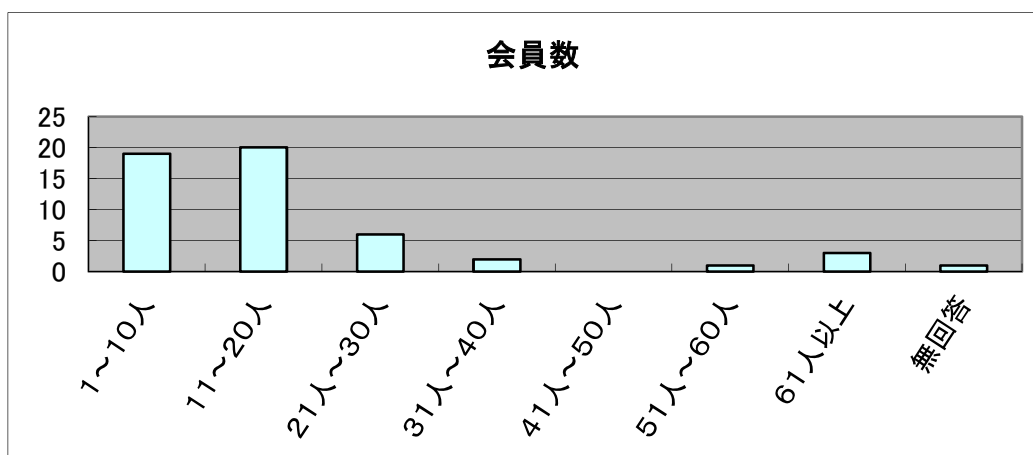


どのような分野で活動しているか？



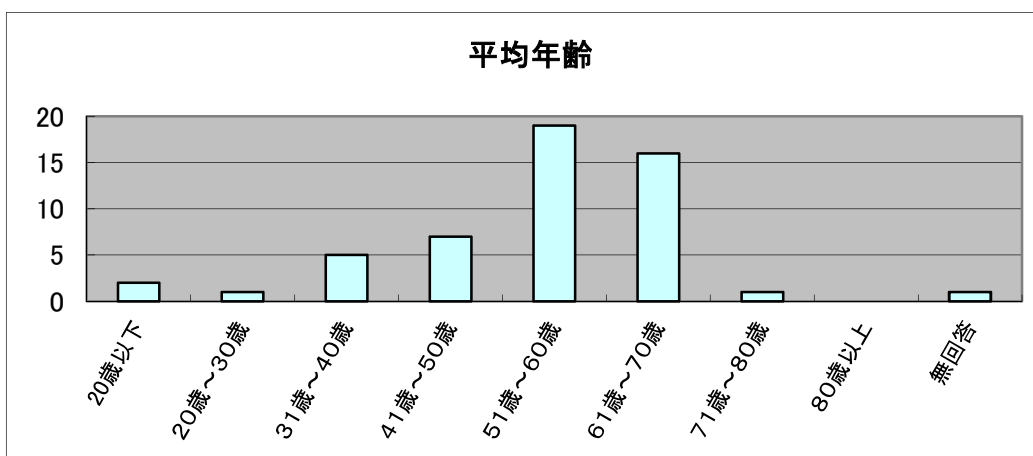
問1-2 貴団体の会員数を教えてください。

1~10人	19
11~20人	20
21人~30人	6
31人~40人	2
41人~50人	0
51人~60人	1
61人以上	3
無回答	1
合計	52



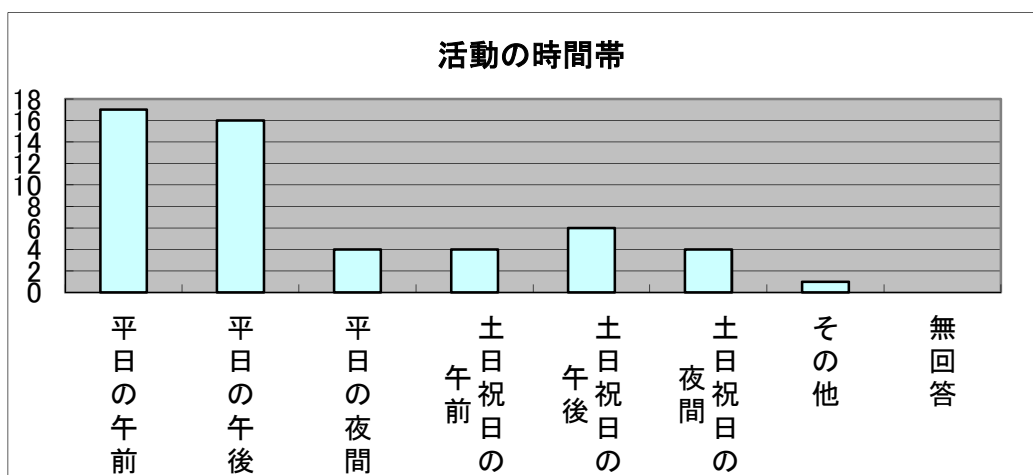
問1-3 貴団体の平均年齢は何歳ですか。

20歳以下	2
20歳~30歳	1
31歳~40歳	5
41歳~50歳	7
51歳~60歳	19
61歳~70歳	16
71歳~80歳	1
80歳以上	0
無回答	1
合計	52



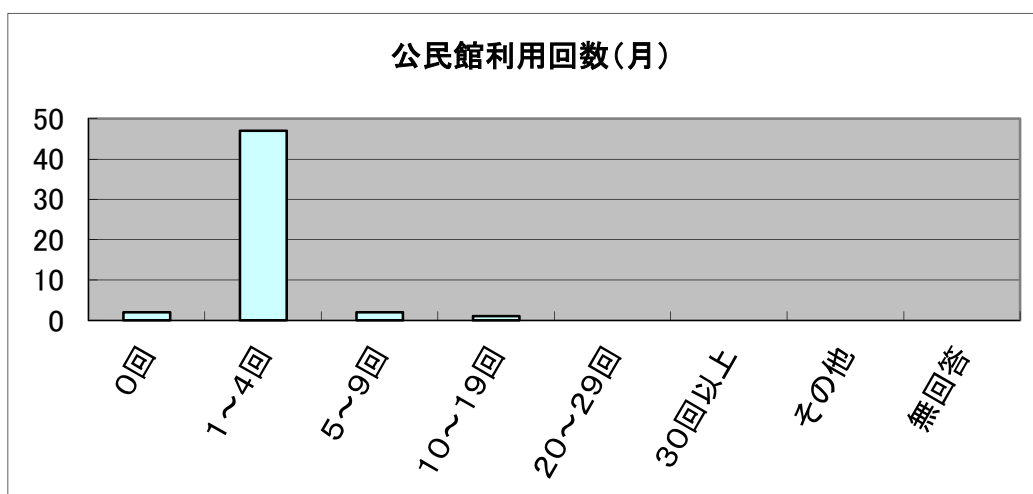
問1-4 活動の曜日・時間帯はいつが多いですか。(○印は一つ)

平日の午前	17
平日の午後	16
平日の夜間	4
土日祝日の午前	4
土日祝日の午後	6
土日祝日の夜間	4
その他	1
無回答	0
合計	52



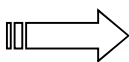
問1-5 活動拠点として、公民館を月何回利用しますか。(○印は一つ)

0回	2
1~4回	47
5~9回	2
10~19回	1
20~29回	0
30回以上	0
その他	0
無回答	0
合計	52

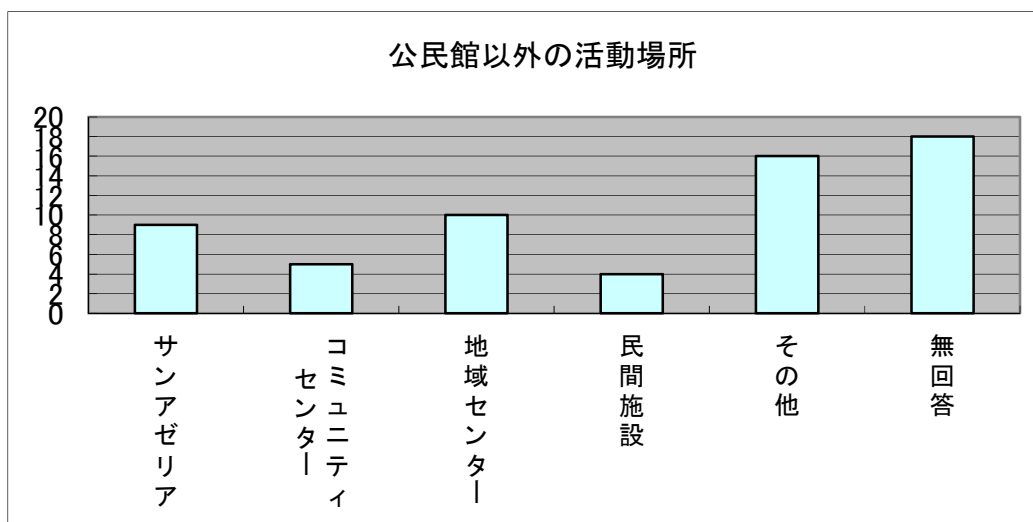


問1-6 公民館以外どのような場所で活動していますか。

サンアゼリア	9
コミュニティセンター	5
地域センター	10
民間施設	4
その他	16
無回答	18



屋外写生、新国立美術館、都美術館、ゆめあい和光、シーアイハイツ集合棟、吟行地、勤労青少年ホーム、高齢者福祉センター、和光苑、代々木青少年スポーツセンター、屋外の野・山や公園、文化会館、市民まつり、農業祭、演奏施設を有する公共ホール、研修参加、福祉園、老人ホーム



○和光市の文化についてお聞きします

問2-1 「和光市の文化(資源)」に思いあたるものを選んでください。

(あてはまるものすべてに○)

湧き水	35
大石真	8
たくさんの社寺	17
サンアゼリア	29
清水かつら	31
新倉ふるさと民家園	17
ホンダのアシモ	18
ささら獅子舞	19
白子囃子	17
長屋門	12
大いちょう	23
国の施設	10
樹林公園	31
旧川越街道	19
駅北口壁画	7
遺跡や土器	10
長泉の酒蔵	4
代官屋敷	9
白子宿	23
馬頭観音	15
新河岸川の舟運	6

百庚申	6
和光太鼓	27
理研の最先端技術	26
米軍のアンテナ基地	14
その他	
無回答	8

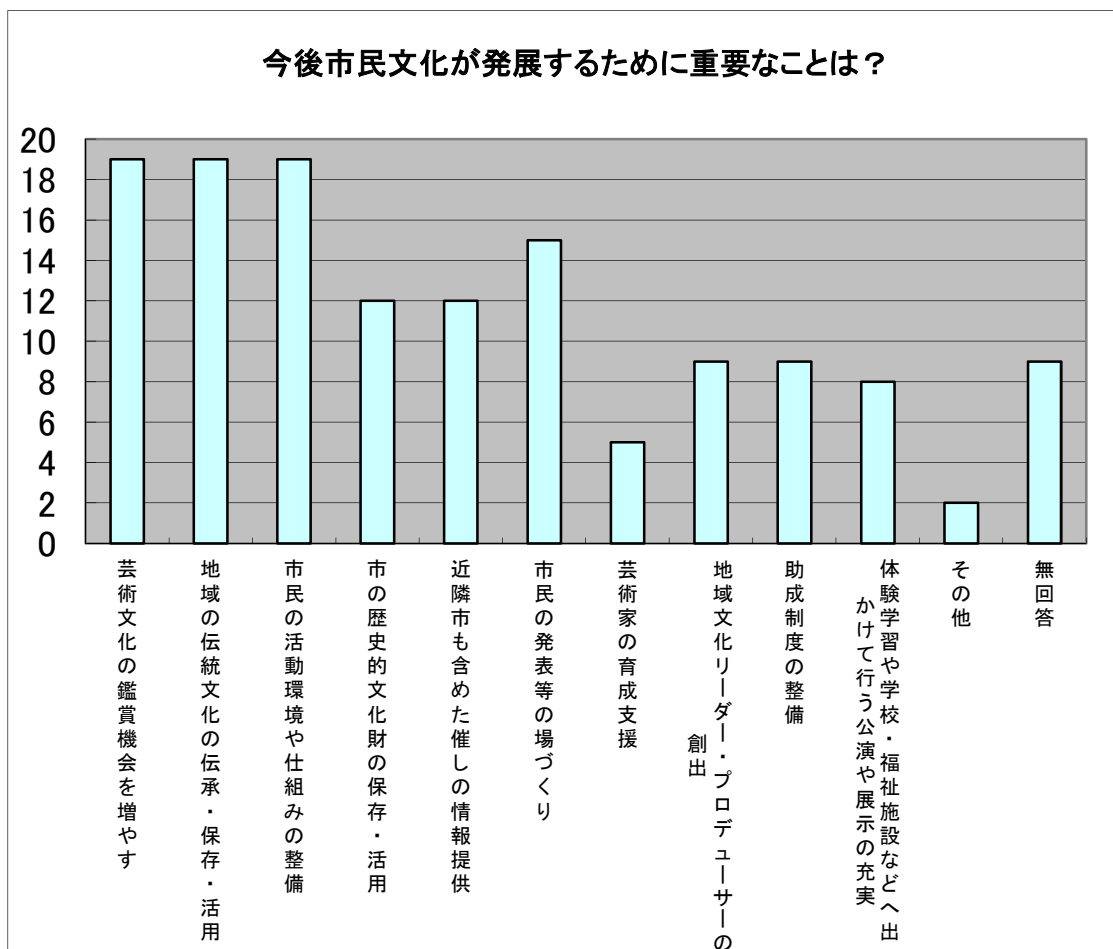
第1位	湧き水
第2位	清水かつら、樹林公園
第4位	サンアゼリア
第5位	和光太鼓
第6位	理研の最先端技術
第7位	大いちょう、白子宿

問2-2 今後、市民文化が発展し続けるために、どのようなことが重要であると思いますか。(○印は3つまで)

芸術文化の鑑賞機会を増やす	19
地域の伝統文化の伝承・保存・活用	19
市民の活動環境や仕組みの整備	19
市の歴史的文化財の保存・活用	12
近隣市も含めた催しの情報提供	12
市民の発表等の場づくり	15
芸術家の育成支援	5
地域文化リーダー・プロデューサーの創出	9
助成制度の整備	9
体験学習や学校・福祉施設などへ出かけて行う公演や展示の充実	8
その他	2
無回答	9



・特に子どもたちへのアプローチが必要に感じます。少なすぎます。新鮮な感動づくりは我々大人が与えるべきと！
 ・学校の空き教室を外部に開放する



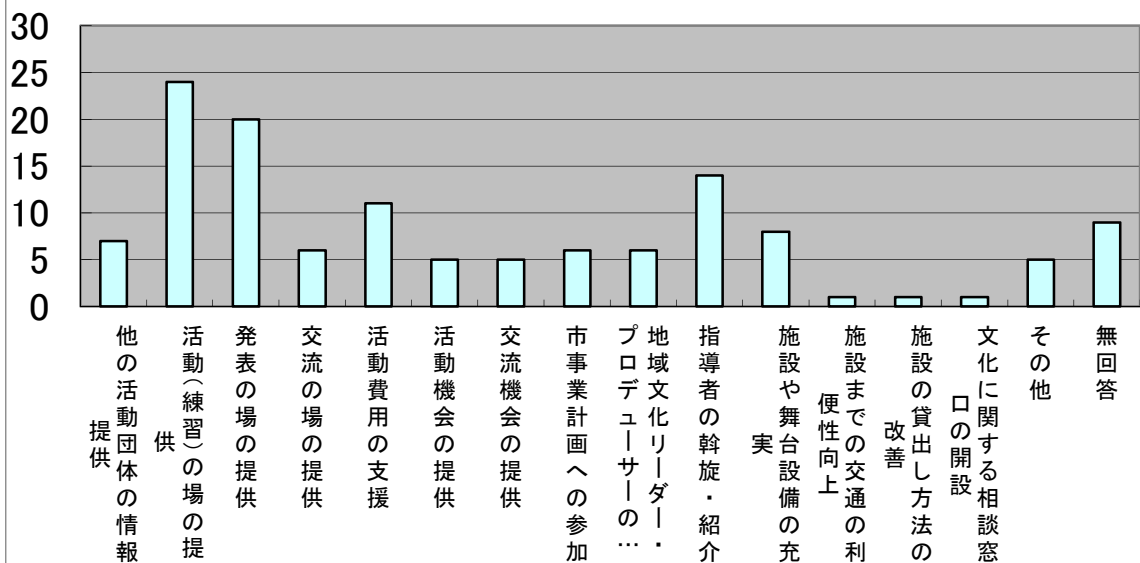
問2-3 活動を続けていく上で、市や施設に望むことはありますか。(○印は3つまで)

他の活動団体の情報提供	7
活動(練習)の場の提供	24
発表の場の提供	20
交流の場の提供	6
活動費用の支援	11
活動機会の提供	5
交流機会の提供	5
市事業計画への参加	6
地域文化リーダー・プロデューサーの育成講座等の開催	6
指導者の斡旋・紹介	14
施設や舞台設備の充実	8
施設までの交通の利便性向上	1
施設の貸出し方法の改善	1
文化に関する相談窓口の開設	1
その他	5
無回答	9



- ・ベビーシッター、ファミサポの充実(土曜の夜間)
- ・市民のアゼリア使用の年一回の使用料の改善
- ・文化活動の情報提供が市民に対し少ない
- ・美術の県内一の発表の場である県展に対して、入選作品の何らかの形で発表をして、市民にアピールしてほしい。(朝霞市の県展入選作品発表の立派なチラシが、何の発表もしない和光市公民館に置いてあるのを不思議な気持ちで見ました。)今年度の和光市の入選数の少なさに驚いた者として、毎年のように入選されていた実力のある方も今年は出品されていませんでした。朝霞市のように、後のフォローが良ければ、県展に出品しようと思ひ、和光の文化発展に進むのではないのでしょうか。？市役所の方で、県展を見に行かれた方はおいでになるのでしょうか。市民にどう発表しようかと考えなかったのでしょうか。広報にすら発表はありませんでした。:参考 07年県展(招待を除く)入選者:入選者数 和光市5人、朝霞市19人、志木市13人、新座市23人
- ・市民団体の活動に関心をもっていたきたい。どんな団体なのか、どのような活動を行っているのか。足を運べる場所なら、出向いていただきたい。

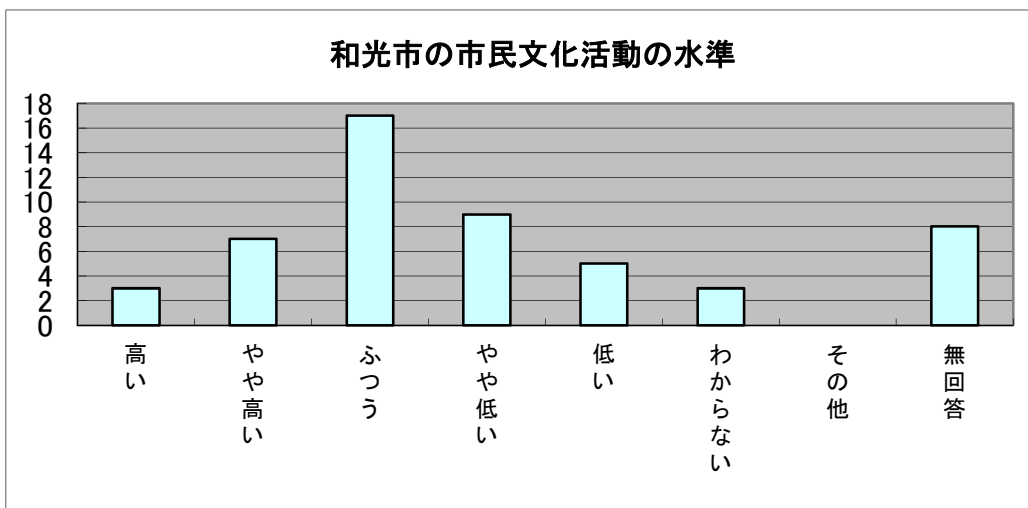
活動を続ける上で市や施設に望むことは？



○和光市の文化水準についてお聞きします

問3-1 和光市の市民文化活動の水準は高いと思いますか。(○印は一つ)

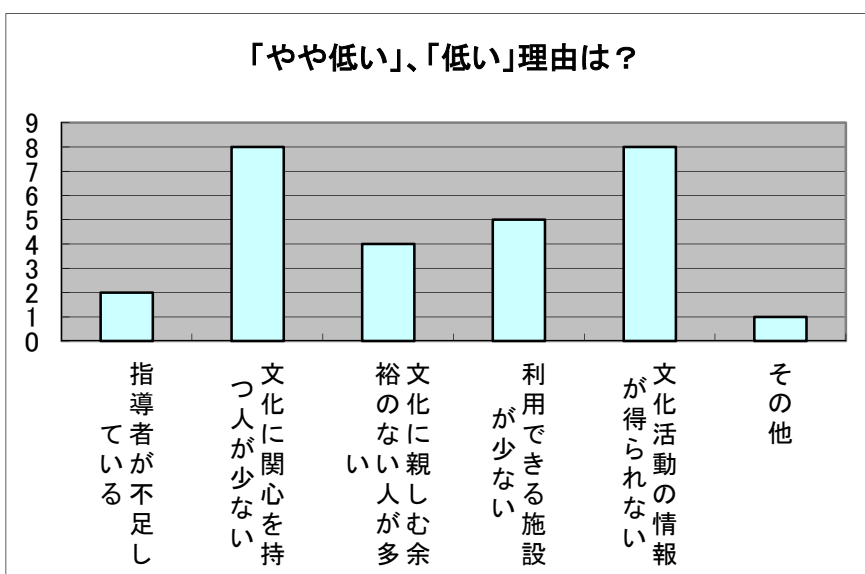
高い	3
やや高い	7
ふつう	17
やや低い	9
低い	5
わからない	3
その他	0
無回答	8
合計	52



問3-1-1 問1で「やや低い」、「低い」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

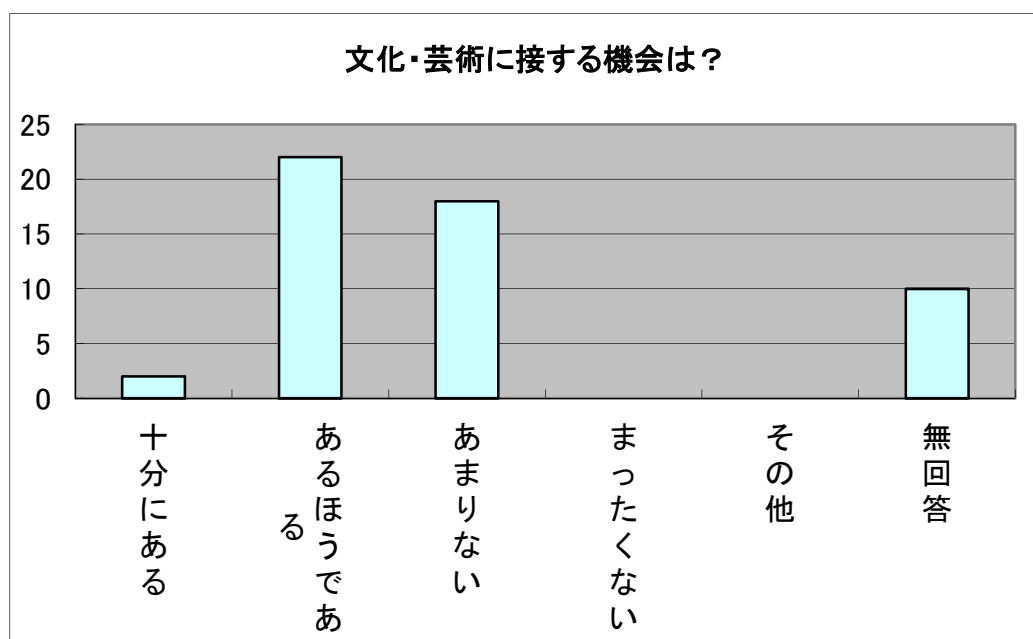
指導者が不足している	2
文化に関心を持つ人が少ない	8
文化に親しむ余裕のない人が多い	4
利用できる施設が少ない	5
文化活動の情報が得られない	8
その他	1

・他の市は発表会の時、全般的にサポートしてくれている。協力性にとぼしい。PRの方法が悪い。
 ・近隣の図書館の方が充実している
 ・各市民団体の文化が低いというわけではなく、その市民の文化活動が低いということです



問3-2 和光市内で優れた文化・芸術に接する機会は十分にあると思いますか。(○印は一つ)

十分にある	2
あるほうである	22
あまりない	18
まったくない	0
その他	0
無回答	10
合計	52



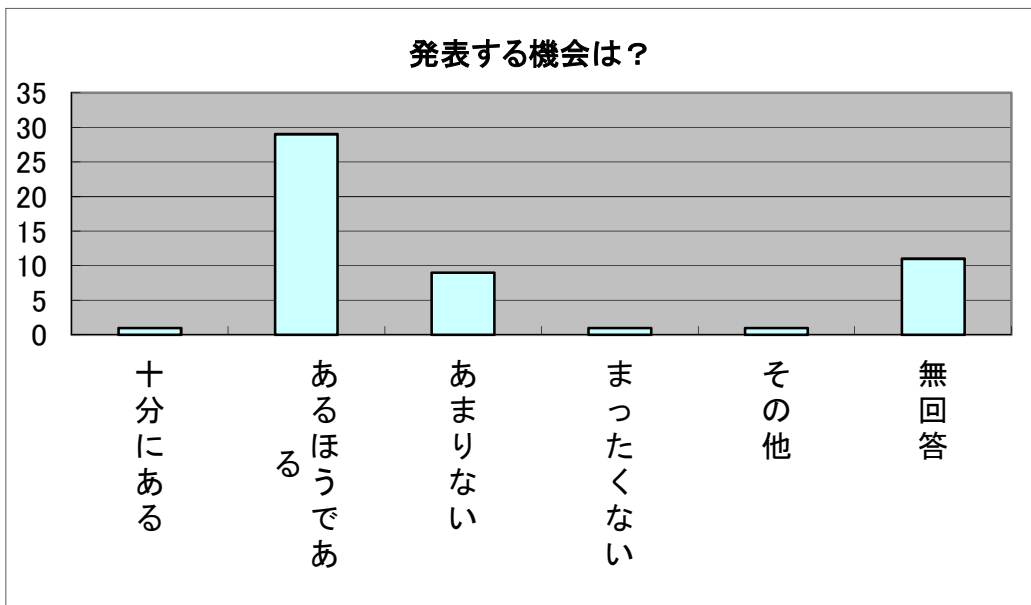
問3-2-1 問3-2で「あまりない」、「まったくない」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。

- ・広報紙よりの情報のみ
- ・高齢者が動きやすい交通の便をもっと良くしてほしい
- ・PR不足のため、接しようと思うときには終わっている
- ・同好会の発表の場は十分にあると思いますが(市民まつりや公民館まつりなどで)、それぞれの部門での優れた方々の作品を発表して市民に見てもらう場がほしい。(日展や二科展、国華展などの入選した方々の作品を)
- ・都内に近い
- ・もっと広げてほしい。参加しやすい場。
- ・プロの先生が少ない。少ない講師料で教えてくれる先生の紹介してほしい。その名簿を公開希望します。
- ・なかなか情報が得られない。文化・芸術が一緒くたんでわかりづらい。
- ・文化・芸術に接する機会はあまりない。都会に出たほうがいろいろあるし、情報もある。
- ・立派な施設(サンアゼリア・公民館等)があるが、有効に活用されていない。
- ・受け取る側、市民の関心度が低いため、接する機会が少ないと思われる。都内に近いために、より充実した催し物等を都内に求めているように見られる。また、子どもが興味を持ったとしても、親と同じ行動をとらなければならなかったり、塾やスポーツサークル活動参加に時間が費やされてしまう。

問3-3 自分が習得した文化芸術を発表する機会が十分にあると思いますか。
 (○印は一つ)

十分にある	1
あるほうである	29
あまりない	9
まったくない	1
その他	1
無回答	11
合計	52

⇒ ・必要がない

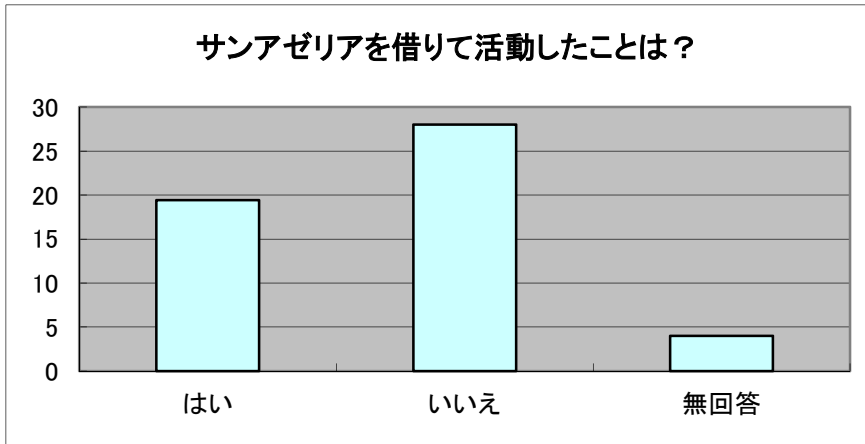


問3-3-1 問3-3で「あまりない」、「まったくない」と答えた方にお聞きします。
 その理由は何ですか。また、どうすれば解決できると思いますか。

- ・発表の場の提供と情報の充実。
- ・費用の援助
- ・市の施設の他に国の施設等にも市民に利用できる機会を作る。司法研修所、税務大学校等の立派な施設を市民ができる機会を作る様に市が国に交渉する
- ・発表(美術作品等)の場の増加と参画しやすい場
- ・広報によるPR不足
- ・ミニコンサートができる様な場所が欲しいです。中央公民館では部屋が常時空いていない。駅前の空き店舗を利用してコンサート用ミニホールが欲しいです。
- ・発表するものではない
- ・市のイベントにある一部団体が多数出演し、全体の団体には話がない場合が多々見受けられる。市役所内でのこと？

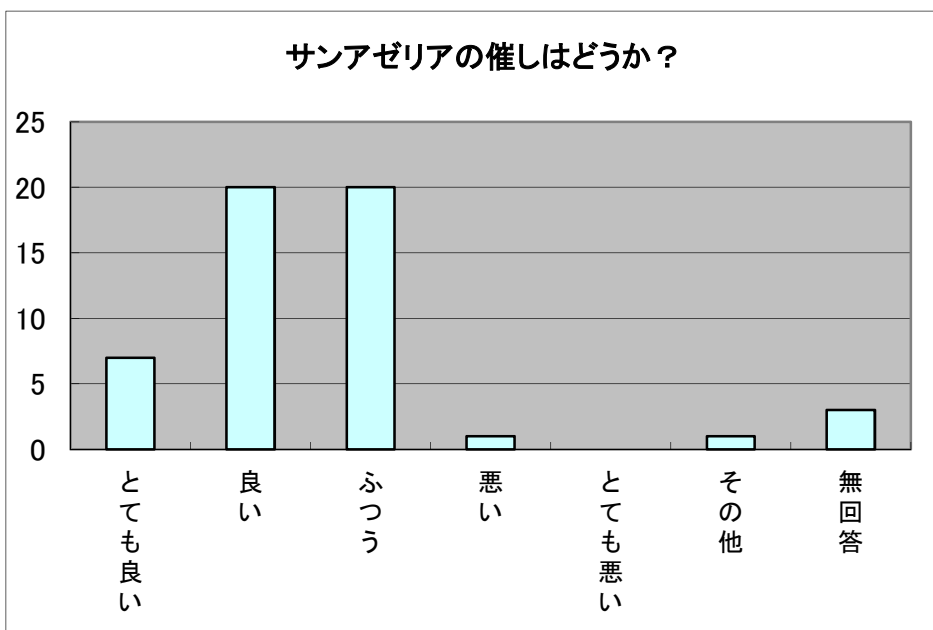
○和光市民文化センター サンゼリア についてお聞きします
 問4-1 サンゼリアを借りて活動したことがありますか。(○印は一つ)

はい	19	⇒	1~5回	7
いいえ	28		6~10回	1
無回答	4		11回~	3
合計	51		無回答	9



問4-2 サンゼリアで行っているコンサートや演劇などの催しをどう思いますか
 (○印は一つ)

とても良い	7	⇒ ・良質で安価な催しを作る努力が足りない
良い	20	
ふつう	20	
悪い	1	
とても悪い	0	
その他	1	
無回答	3	
合計	52	



問4-2-1 問4-2で「悪い」「とても悪い」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

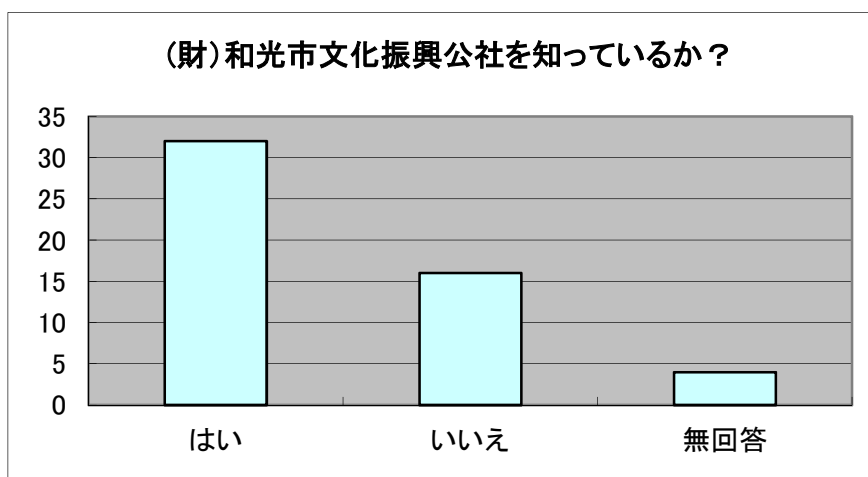
ジャンルにかたよりのある	
チケット料金が低い	
開演時間が早い又は遅い	
興味のない催しが多い	
その他	1
無回答	

⇒ ・他の公的施設の良い企画を見習うこと

○財団法人和光市文化振興公社についてお聞きします

問5-1 財団法人和光市文化振興公社を知っていましたか。(○印は一つ)

はい	32
いいえ	16
無回答	4
合計	52



問5-2 財団法人和光市文化振興公社が今後、市の文化振興にどのように貢献していけばよいと思いますか。

- ・特色のある文化的な活動が少ない感じがします。
- ・控えめな方々の参加ができやすい場を。※高齢者のプールでのいじめ対策を！
- ・関係団体ばかりに優遇することをやめ、市民活動団体の把握に努めて欲しい。
- ・わかりません
- ・和光市の文化活動をを盛り上げようと本気で考えるリーダーと共に市民参加型の催し物を企画。共に創ろうという情熱が必要と思われます。それには、市民のコンサート他を見聞きし、何が本当に市民の心を動かしているのか、何を市民がやりたいと思っているのかを知って頂く事だと思えます。
- ・市民と共に企画し催す機会を増やし、お互いの向上を図る。市内の音楽サークルをまとめて、例えば合唱連盟、音楽協会という組織を作り、公社と共に文化を振興していく組織を作ってみては・・・。
将来の文化人口のために、子どもや若い人たちの参加できること、興味を持ってもらえる場の提供。和光には、伝統文化、詩吟、民謡等に関係している方々もみられる(公民館やコミセンで活動している)ので、幅広い意味での文化を考えていってほしいと思えます。
- ・駅前をもっときれいにし、観光の町、和光市をアピールするのは無理か？モニュメントの設立・多種多様な特色の催し期待します。
- ・年一回、サンアゼリア大ホールを借り、コンサートを行っています。リハーサルのために1回借ります。
- ・期間を区切って重点的に関連ある催し物を企画する。設立の趣旨から考えて、料金を低く設定すべき。
- ・①公社の運営に市民及び各種市民団体にもっと企画させて欲しい。②文化団体連合会等の横の連絡組織を現状に合わせた形にして、公社との連携を強化する。③市制40周年、50周年等に向けた長期文化活動のプランを作る。
- ・内容的に良い催しでも観客数の乏しいのが気にかかります。(特にクラシック)駅から少し離れている立地条件もあり、遠方から幅広く客層を集める方法の一つとして、バス料金(中学校前までを下げてもらう)のも名案だと思います。120円程度に。(ミュージズ、春日部市民会館のように・・・)市の循環バスを使用するとか。
- ・様々な催しを開催し、全ての市民生活にうるおいと楽しみが得られるようにする。
- ・市内でサークル等に参加しているグループを取り上げ、市の催し物に発表の場を作って頂ければ、各自サークルで発表会みたいな行事はしていますが、もう少し市が主になり一堂に集め、市内サークルの集いみたいな形でくださると励みになります。
- ・ご協力の程、よろしくお願い致します。
- ・第一に思いますことは、各行政との中身のある連携を行い意義のある催しを企画し、それに市民が関わり合って行ける・・・そんな真の協働を望みます。今は市民として限られた人材でひらめく発想に乏しさを感じます。和光市における文化を担う文化振興公社の位置の向上のため、市内各地域へのアピールが必要では？特色ある文化で活性化できることで和光市は代わることができるのではないのでしょうか？
- ・公社の主体で芸能大会の募集。
- ・子どもとお年寄りに目を向けた活動。特に手のかかる幼児も、お母さんたちが参加できるように。参加したくてもできない方が多いと思えます。

Ⅲ 基本方針ができるまで

日 程	内 容
～10月上旬	和光市文化振興基本方針策定協力者会議①～③ (アドバイザーと人権文化課)
	地域づくりアドバイザー事業① (アドバイザーと人権文化課)
10月15日(月)	<u>第1回策定委員会</u> 「和光市文化振興基本方針」現在までの経緯の説明、「和光市文化振興基本方針(事務局案)」について意見交換 (地域づくりアドバイザー事業②)
12月5日(水)	<u>第2回策定委員会</u> 「和光市文化振興基本方針(事務局案)」に対する意見交換及び素案の作成 (地域づくりアドバイザー事業③)
1月1日(火)～ 25日(金)	「和光市文化振興基本方針」に対するパブリック・コメントの募集
2月18日(月)	<u>第3回策定委員会</u> パブリック・コメントの結果を含めた意見交換、市長に提出する原案の作成 (地域づくりアドバイザー事業④)
2月22日(金)	地域づくりアドバイザー事業⑤ (アドバイザーと人権文化課) 第3回策定委員会で作成された原案の最終調整
3月13日(木)	パブリック・コメントの結果公表
3月26日(水)	市長へ原案の提出
3月31日(月)	「和光市文化振興基本方針」の策定

※地域づくりアドバイザー事業とは、財団法人地域活性化センターが、各市町村等が行う自主的・主体的な地域づくりに対する支援の一環として、地域の活性化を推進するため適切な助言を行う各分野の専門家等の受け入れに要する経費の助成を行っている事業を指します。和光市の場合、本基本方針の策定に係る専門家として佐藤克明先生をアドバイザーとしてお迎えしました。

IV 和光市文化振興基本方針策定委員会

◎は委員長、○は副委員長

職名	氏名	備考
1号委員	○ 福島 明夫	青年劇場代表・(社)日本劇団協議会専務理事
	永島 茜	武庫川女子大学非常勤講師・早稲田大学演劇博物館 GCOE 研究員
	風間 奏恵	豊島区文化観光課文化芸術担当
2号委員	山田 智好	和光市文化団体連合会会長(市民)
	◎ 谷 禮子	みどりのそよ風児童合唱団代表(市民文化団体)
3号委員	布施 忠良	和光市民文化センター運営委員会委員(市民)
	中山 千秋	(財)和光市文化振興公社事務局長
4号委員	山崎 悟	和光市企画部政策課長
	牧野 里行	和光市企画部人権文化課長
	柳下 昇	和光市教育委員会事務局 生涯学習課長

アドバイザー	佐藤 克明	(社)公立文化施設協会アドバイザー・音楽評論家
--------	-------	-------------------------

【事務局】 人権文化課 文化国際担当



第1回地域づくりアドバイザー事業
(H19.10.02開催)のようす



第2回策定委員会(H19.12.05開催)のようす